

令和3年度東別府一丁目4番地内雨水管布設工事に係る制限付一般競争入札要領

1. 入札の参加申込方法

(1) 入札参加申込時に必要な提出書類

- ア 制限付一般競争入札参加申込書
- イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の直近の写し
- ウ 配置予定技術者等調書
- エ 設計図書等購入確認書（制限付一般競争入札用）
- オ その他入札公告において定める書類

(2) 入札参加申込書等の配布方法

摂津市上下水道部経営企画課ホームページよりダウンロードすること。

(3) 入札参加申込書等の提出方法

入札公告に記載する受付期間に摂津市上下水道部経営企画課に持参し提出すること。

2. 入札方法等

入札方法等については、次のとおりとする。

- (1) 入札は市の指定する書類を郵便により提出するものとし、持参又はファクシミリによる送付は受付しない。
- (2) 入札書等の郵送に際しては、市が指定する封筒（設計図書等の購入の際に指定販売店で受け取る）を必ず使用すること。
封筒に入れる書類
 - ・ 入札書（郵便入札用）
 - ・ 工事費内訳書
 - ・ 摂津市制限付一般競争入札参加者証（入札参加資格者審査結果通知時に送付したもの）
- (3) 入札参加申請書等の郵送方法は、公告に記載の方法に限る。
- (4) 公告において指定する日を配達日として、郵便局に申し出て郵送すること。配達指定郵便は、差し出された日の翌々日から起算して10日以内の日しか配達日をしてできないため、遅くとも配達指定日の3日前までに郵便局に差し出す必要がある。詳しくは最寄りの郵便局で確認すること。
- (5) 配達指定日以降に到着した入札書は無効となる。
- (6) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する税抜の金額を入札書に記載すること。
- (7) 郵送した入札書等は、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (8) 郵送に係る費用は入札参加資格者の負担とする。

3. 入札の辞退

- (1) 入札書等の郵送後においても、入札執行（開札）までの間は、入札を辞退することができる。ただし、一旦辞退した場合は、それを撤回することはできない。
- (2) 入札を辞退するときは、辞退届（任意様式）を入札執行（開札）までに上下水道部経営企画課に持参するか、配達指定日までに届くように郵送すること。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な扱いを受けるものではない。

4. 入札の中止等

- (1) 入札参加申請者が入札案件に応じて市長が定めた数に満たない場合は、入札を中止するものとする。
- (2) 郵便事情等による事故又は不正な行為等により公正な入札が害されるおそれがあると認めるときは、入札を延期又は中止することがある。
- (3) 入札を中止した場合でも、入札参加するために要した一切の経費は、入札参加申込者の負担とする。

5. 開札の方法等

開札は立会人のもとで行う。

- (1) 開札は、入札公告で示す日時、場所において行う。
- (2) 開札の立会人
 - ア 立会人の選任は、入札参加資格者で公告において指定した期間内に、入札立会人申込書をファクシミリにより送信した方の中から、受信順に2名を選任する。
 - イ 入札の立会者は、入札参加者又は入札参加者に常時雇用されている者とする。
 - ウ 選任された立会人に対しては、電話により連絡する。
 - エ 立会人が代理人の場合は、入札立会人委任状を入札（開札）会場に持参し、提出すること。
 - オ 立会人がいない場合又は欠席した場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 立会人の職務
 - ア 外封筒及び中封筒が開封されていないことを確認すること。
 - イ くじ抽選を行う際の2桁の乱数を決定すること。
 - ウ くじ用業者番号を決定すること。
 - エ 立会人署名簿に署名すること。

6. 落札者の決定

落札者は次のとおり決定する。

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者とする。

(2) 入札価格が同一順位のため、落札者が2者以上となる場合は、「くじ」により落札者を決定する。

7. 「くじ」抽選による落札者の決定

落札者の「くじ」抽選は次により行う。

(1) 入札参加者は、あらかじめ入札書に任意の3桁以内の任意の番号（整数）を記載し、その番号をくじ番号とする。番号の記載がない、あるいは数字が特定できない場合は「000」を割り当てる。

(2) 立会人により、くじの対象となった入札書にくじ用業者番号（0, 1, 2…）を任意に記入する。

(3) 立会人により2桁の乱数をくじにより決定する。

（入札立会人1番目の方が一の位、2番目の方が十の位の数字をくじで引く）

(4) 同価格入札者が記載した(1)の数の合計に(3)の乱数を加え、同価格入札者の数で除し、余りの数字と(2)で付けた番号とが合致した者を落札者とする。

8. 無効となる入札書

次のような入札書は無効となるため、十分注意すること。

(1) 入札参加資格のない者が提出した入札書

(2) 同一工事の入札について同一の者が提出した2以上の入札書

(3) 入札者の協定に基づき作成された入札書

(4) 入札金額その他の記載事項が明らかでない入札書

(5) 入札条件に違反して入札された入札書

(6) 金額に加除訂正をした入札書

(7) 商号又は名称、代表者の氏名の記載又は押印のない入札書

(8) 指定された方法以外で郵送された入札書

(9) 公告において指定した日を過ぎて到達した入札書

(10) 工事費内訳書が同封されていない入札書

(11) 入札書と工事費内訳書の金額が異なる入札書

(12) 摂津市制限付一般競争入札参加者証が同封されていない入札書

(13) その他市長が適切でないと認める入札書